

災害時等における避難所等としての施設利用に関する協定書

印

かつらぎ町（以下「甲」という）と株式会社寿精密（以下「乙」という）は、かつらぎ町内及びかつらぎ町を含む広域的に発生した地震その他のによる災害（以下「災害等」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等時において甲が乙の所有する施設（以下「所有施設」という）の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所等として利用できる施設の範囲と周知）

第2条 避難所等として利用できる施設（以下「利用可能施設」という。）の範囲は、次のとおりとし、甲は、避難所等として利用できる所有施設の範囲を町民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

- (1) 所有施設敷地内にあるD棟会議室
- (2) その他所有施設敷地内にある施設で、甲乙協議のうえ、乙が使用を認めた施設

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害等が発生し、次の各号に該当する場合において、利用可能施設を避難所等として開設することが出来る。

- (1) かつらぎ町内において災害等が発生、又は発生する恐れがあり町民の避難を要する場合。
- (2) 広域避難を要する大規模な災害等が発生し、かつらぎ町外からの避難者あるいは災害援助品を受け入れる場合。
- (3) その他、著しく町民の生命を脅かす事態が発生し、甲が利用可能施設に避難させる必要があると認めた場合。

印

（開設の通知等）

第4条 甲は、前条に基づき利用可能施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（様式第1号）で乙に通知するものとする。

- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知せずに、利用可能施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。
- 3 乙は、甲が利用可能施設に避難所等を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を連絡するものとする。甲は、乙から連絡を受けた場合は速

やかに利用可能施設に甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

第5条 災害等時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。
- 3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。
- 5 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
- 6 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。
- 7 乙は、避難所等の運営管理について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって所有施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲の判断に基づき、避難所等として利用した際に生じた町民その他第三者への損害等について、乙に重大な瑕疵があることが明確な場合を除き、一切の責任を甲が負うものとし、甲は乙に対してもいかなる補償、賠償も求めないこととする。

(開設期間)

第8条 避難所等の開設期間は、第3条に基づく開設から原則7日以内とする。ただし、災害等の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期間延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の閉鎖)

第9条 甲は、利用可能施設を避難所等として閉鎖する場合は、乙に避難所等閉鎖届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(備蓄品の保管)

第10条 甲は、事前に乙の承諾を得たうえで、災害時に必要な備蓄品を利用可能施設の一部に保管することが出来るものとする。なお、備蓄品の管理は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲が備蓄品を利用可能施設の一部に保管する際は、それが甲所有の備蓄品である旨

を明示したうえで、乙の所有及び保管する備蓄品と混在しないように保管するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所等開設時に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、問題解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 /月 日

甲 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長 中阪雅印

乙 伊都郡かつらぎ町東渋田651-23

株式会社寿精密

代表取締役 米倉 勝治

印